

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年8月30日（金）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	欠			

4. 議案日程

- (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第30号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第31号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第6回農業委員会総会を開催します。 本日は高月会長が欠席のため、矢掛町農業委員会会議規則第16条の規定により、会長職務代理者の私が議事を進行します。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は3番 鳥越委員と、4番 渡辺委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第29号から議案第31号の3議案です。
議 長 事 務 局	議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題といたします。 事務局から説明します。 (議案朗読説明) 以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長 三谷地区 推進委員 議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号24番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲受人は、矢掛町の空き家バンクに登録してあった空き家を購入されました。この3筆の土地は、その空き家に付いている農地で、一緒に譲り受けるという事です。営農計画書を添付していますので、問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号24番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号24番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号25番につきまして、地元委員の意見をお願いします。

1 番委員	譲渡人は、県外にお住まいです。土地は、2筆あります。 現在1筆は、譲受人が野菜を作られています。この度、譲渡人が所有する2筆を譲り受けてもらいたい、という話になったようです。引き続き耕作と管理をしていかれると思いますので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2 5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2 5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>2 6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲渡人と譲受人は、兄弟です。譲渡人は県外にお住まいです。 昔から譲受人が、耕作や土地の管理をされてきました。土地の管理がしやすい譲受人に所有権を移転します。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2 6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2 6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>3 0</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	事案番号6番は、前回の総会で「許可保留」になっている案件です。 (議案朗読説明)

議 長	事案番号6番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。事案番号7番は、川面小学校及び川面幼稚園から500m以内に位置するため、第3種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長 2 番委員	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。 先月、許可保留になっていた案件です。 先日、譲受人が所有する別の土地でのトラブルが解消されました。譲受人から提出された完了報告書をもとに、農業委員と事務局で現地確認を行いました。 今回の転用も申請書のとおり行っていただければと思いますので、許可して問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長 3 番委員 議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。 この土地の北側に、譲受人が経営する会社があります。譲渡人が所有をする土地を露天駐車場に転用します。 周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、

	許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>31</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号7番は、第1種農地ですが、例外許可規定「土地改良法の非農用 地区域の設定」に該当しております。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番委員	貸渡人と借受人は親子です。借受人が、一般住宅を建てます。土地は、ほ場整備の非農用地区域内にあります。周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
	農地改良届について 地元委員の確認報告をお願いします。
5 番委員	確認しました。1番は、住宅に転用した後に残った土地を、改良します。

川面地区 推進委員	確認しました。2番は、土地に約50cm段差があり、2段になっています。上の段を低くして、1段に改良します。
6番委員	確認しました。3番は、この土地に沿った町道の拡張に伴い、土を入れて改良をします。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
6番委員	確認しました。1番は、所有権を移転する為の合意解約です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了いたします。